

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の信頼を損なうことなく市の財産(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の行政財産を除く。以下同じ。)に民間企業等の広告を有料で掲載し、もって市の自主財源を確保し、及び地域経済を活性化することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市長が、広告を掲載することが適当と認めた市の財産をいう。
- (2) 広告掲載 市長が、広告媒体に民間企業等の広告を掲載させることをいう。
- (3) 広告主 広告媒体に広告を掲載する者をいう。

(広告の制限)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又は品位を著しく損なうもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 青少年の健全な育成を阻害するもの
- (6) その他市長が広告媒体に掲載する広告として不相当と認めるもの

(広告主の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその構成員

(広告主の責任)

第 5 条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。

(広告掲載の料金等)

第 6 条 広告掲載の料金(以下「広告料」という。)、募集方法及び申請書並びに広告の規格、枠数及び掲載位置は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 指定管理者が自主事業として行う広告掲載については、市長が別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第 7 条 市長は、広告媒体ごとの広告の枠数を超えて広告掲載の申請があったときは、次の表に掲げる優先順位により、広告を掲載するものとする。ただし、特段の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

優先順位	区分
1	公共性の高い内容の広告
2	公共性の高い民間企業等の広告
3	市内に事業所等を有する民間企業等の広告

2 前項の規定にかかわらず、入札により広告主を決定する場合は、入札額の最も高い者を広告主とする。ただし、入札額が最も高い者が複数ある場合は、前項の規定を準用し、その者のうち優先順位の高いものを広告主とする。

(茅野市広告審査委員会)

第8条 市長は、茅野市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、次の各号に掲げる審査を行う。

- (1) 広告媒体とすることの審査
- (2) 広告料の審査
- (3) 広告媒体ごとの広告掲載実施要領の審査
- (4) その他広告掲載に関し必要な事項の審査

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副市長を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 審査すべき事案について、委員長が会議に付議する必要がないと認めたときは、事務担当者が当該事案を持ち回り、委員の審査を経ることにより、委員会の審査に代えることができる。

9 委員長は、審査に関係がある課長又は関係者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

10 委員会の庶務は、財政課において行う。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、広告掲載の決定をした広告を継続して掲載することに支障があると認めるとき又は広告主が市の指定する期日までに広告料を納付しないときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告料の還付)

第10条 既に納付された広告料は、還付しない。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 抄

平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日告示第91号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

前 文(平成29年3月30日告示第83号)抄

平成29年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

総務部長、企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業経済部長、都市建設部長、こども部長、生涯学習部長、管理課長、企画財政課長
--